

# 北九州市立西小倉小学校PTA規約

## 第 1 章 総 則

### 【名 称】

第 1 条 この会は、北九州市立西小倉小学校PTAと称し事務局を西小倉小学校に置く。

### 【目 的】

第 2 条 この会は、家庭、学校、社会が協力して児童の教育的環境をよくし、児童の福祉、幸福の増進をはかり、民主的教育の振興を目的とし、どのような政党や団体、宗教等にも無関係で、営利を目的としない。また、教育行政（教育方針、指導方針、人事等）に関与しない。

### 【事 業】

第 3 条 この会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 児童の学習活動および教育環境の改善に対する協力。
- 2 児童の福祉増進のための公共機関との協力。
- 3 会員相互の教養の向上および親睦をはかる事業。
- 4 その他、この会の目的達成に必要な事業。

## 第 2 章 会 員

### 【資 格】

第 4 条 次に該当する者のうち同会に加入意思を示した者を会員とする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者。
- 2 本校に在籍する教職員。

### 【権利義務】

第 5 条 会員の権利義務は次のとおりとする。

- 1 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- 2 会員は積極的にこの会の活動に参加するものとする。
- 3 会員は総会で決定する会費を納めなければならない。ただし、理事会の承認を得て、会費を減免することができる。
- 4 会員は年度末まで途中退会はできないものとする。

## 第 3 章 役 員

### 【名 称】

第 6 条 1 この会の役員は次のとおりとする。

- |        |                |
|--------|----------------|
| ① 会長   | 1名             |
| ② 副会長  | 10名（以内）        |
| ③ 書記長  | 1名             |
| ④ 書記次長 | 若干名（内1名は教職員会員） |
| ⑤ 本会計  | 2名（内1名は教職員会員）  |
| ⑥ 副会計  | 若干名            |

2 この会の運営について相談するため、必要があれば会長経験者を相談役とすることができる。ただし、相談役は会員資格を有する期間に限る。

### 【兼 任】

第 7 条 役員は、他の役員・理事およびその他の委員を兼ねることはできない。

## 【任 務】

第 8 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは職務を代行する。
- 3 書記長は規約を管理し、議事を記録し、会の通信その他の庶務事務を行う。
- 4 書記次長は書記長を補佐し、書記長不在のときは、職務を代行する。
- 5 会計はこの会の財務の管理を行い、会計事務を処理し、総会・理事会に予算および決算の報告を行う。

## 【選 出】

- 第 9 条 1 役員は、毎年度最初の総会で承認を得て決定する。  
2 役員の選出は別に定める「役員選出規定」のとおりとする。

## 【選 挙】

第 10 条 選挙の場合は別に定める「役員選出規定」のとおりとする。

## 【任 務】

- 第 11 条 1 役員の任務は 1 年とする。再任は妨げない。ただし、会長の任期は最長 4 年とする。  
2 役員に欠員が生じた場合の選出は「役員選出規定」のとおりとし、任期は前任者の残存期間とする。

## 第 4 章 会 議

### 【種 類】

- 第 12 条 この会に次の会議を置く。  
1 総会、理事会、役員会、総務委員会、委員会。

### 【定足数および議決】

- 第 13 条 1 会の成立は、構成員の 2 分の 1 以上とする。(総会のみ委任状を含む)  
2 議決は出席者の過半数 (委任状を含む) による。なお賛否同数の場合は、議長が決定する。  
3 役員および理事は、総会の採決に加わることはできない。

### 【総 会】

- 第 14 条 1 この会の最高決定機関であり、全会員をもって構成する。ただし、出席できないものは委任状をもってその権利を行使することができ、委任状は総会に委任するものとする。  
2 定期総会は年度はじめに会長が招集する。  
3 会長は全会員の 10 分の 1 以上の要求があった場合、または理事会が必要と認めた場合、臨時総会を招集しなければならない。  
4 次の事項は総会で議決または承認を得なければならない。  
① 前年度の事業報告および決算報告  
② 新年度の事業計画および予算の決定  
③ 会費の決定  
④ 規約の改廃  
⑤ 役員決定  
⑥ その他重要な事項  
5 正・副議長は、総会出席会員中から各 1 名を選出する。ただし、役員、理事は就任できない。  
6 総会に提出される議案は少なくとも 5 日前までに文書をもって全会員に知らせなければならない。

## 【理事会】

- 第15条**
- 1 理事会は、役員、理事（総務正・副委員長、その他の委員会正・副委員長）、校長、教頭、教務主任をもって構成する。
  - 2 理事会の任務は次のとおりとする。
    - ① 総会において議決された事項の執行
    - ② 総会に提出する議案および報告書の作成
    - ③ 総務委員会、委員会の事業計画の作成
    - ④ 各種会議の連絡調整
  - 3 定例理事会は会長が招集する。
  - 4 臨時理事会は会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき、会長が招集しなければならない。

## 【役員会】

- 第16条**
- 1 役員会はこの会の執行機関であり、役員および総務正・副委員長、校長、教頭、教務主任をもって構成し、総会および理事会の決議を執行し、緊急業務が生じた場合はこれを処理し、理事会に報告する。
  - 2 定例役員会は月1回会長が招集する。
  - 3 臨時役員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の2分の1以上の必要があったとき、会長が招集しなければならない。

## 【総務委員会】

- 第17条**
- 1 総務委員会は、総務正・副委員長、役員、委員会の長および校長、教頭、教務主任をもって構成する。
  - 2 総務正・副委員長は、会員のうちから役員会が選出し、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
  - 3 総務委員会の業務は次のとおりとする。
    - ① 各委員会の意見を統合調整し、この会の年間計画の立案
    - ② 定例または臨時的この会の行事についての企画、立案
    - ③ 規約に関する立案
    - ④ 年間計画に基づく年間予算の立案
    - ⑤ 総会で決定された予算の運営に対する協力
    - ⑥ 補正予算および暫定予算の立案
    - ⑦ 売店に関する企画、運営
    - ⑧ その他、財務に関する事項

## 【委員会】

- 第18条**
- 1 委員会は次の3委員会とする。

子ども安全委員会、広報委員会、いきいき子育て委員会
  - 2 委員会の選出・運営は次のとおりとする。
    - ① 各委員会の委員は、学級単位から民主的に選出された者と教職員会員によって構成される
    - ② 各委員会は委員の互選により、委員長1名、副委員長2名以上（内1名は教職員会員でもよい）を選出する
  - 3 子ども安全委員会
    - ① 学校と地区の密接な連絡をはかり、地域社会活動を促進する
    - ② 学校の安全活動に対して協力する
  - 4 広報委員会
    - ① この会の年間行事および児童の学校内外での生活の広報、また、会員の教養の向上、親睦に関することなどの意見の調査、広報等

#### 5 いきいき子育て委員会

- ① 各学年の自主性を尊重し、会員の教育への関心を高めるよう教育環境の改善に協力する
- ② ベルマーク等の収集および整理、ならびにベルマーク教育助成財団との連絡
- ③ 各学年の自主性を尊重し、児童および会員の健康保持、健康増進に関する諸事項について、学校保健委員会と連携を深め、推進改善に協力する
- ④ 児童および会員の体育行事に関する協力、計画および実施
- ⑤ 各学年の自主性を尊重し、児童および会員の健康保持、健康増進に関する諸事項について、学校保健委員会と連携を深め、推進改善に協力する
- ⑥ 児童および会員の体育行事に関する協力、計画および実施
- ⑦ 会員の人的成長と家庭教育の充実をはかるための、家庭教育学級および各種研修の実施
- ⑧ 人権教育研修の企画、実施

#### 【特別委員会】

**第19条** 特別委員会は、総会または理事会が、必要に応じ臨時に設置し、議案の作成審議を付託する。なお委員会の構成、権限その他必要なことは、その都度理事会で決める。

### 第5章 会計および会計監査

#### 【会費】

**第20条** この会の予算は、会費およびその他の収入によって運営される。会費の額は、総会によって決定する。

#### 【会計年度】

**第21条** この会の会計年度は、4月1日から翌3月31日までとする。

#### 【会計監査】

- 第22条**
- 1 この会に会計監査を3名置く。
  - 2 会計監査は、年度はじめの総会で選出する。
  - 3 会計監査は、役員、委員との兼任はできない。
  - 4 会計監査は、少なくとも年2回実施し、その結果を総会に文書にて報告しなければならない。
  - 5 会計監査の任務は1年とする。再任を妨げない。

### 第6章 個人情報保護

- 第23条**
- 1 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を示し、本人の同意を得ることとする。
  - 2 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守し、取り扱うものとする。
  - 3 個人情報は会長が指定した者が取り扱い、適正に管理する。不要となった場合には、適正かつ速やかに廃棄する。
  - 4 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 5 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施する。紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。

## 第 7 章 付 則

### 【付則規定】

第 2 4 条 この会の運営を円滑に行うために必要な運営規定を設けることができる。

### 【改 廃】

第 2 5 条 この規約は、総会において出席者（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成により改廃することができる。

### 【発 効】

第 2 6 条 この規約は、昭和 3 2 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 3 4 年 3 月 2 3 日	規約	全面改正	平成 6 年 4 月 2 3 日	規約	全面改正
昭和 3 9 年 1 月 1 日	規約	一部改正	平成 1 0 年 4 月 1 8 日	規約	全面改正
昭和 4 0 年 5 月 3 0 日	規約	一部改正	平成 1 5 年 4 月 日	規約	全面改正
昭和 4 2 年 6 月 2 5 日	規約	一部改正	平成 1 7 年 4 月 2 2 日	規約	一部改正
昭和 4 5 年 2 月 2 2 日	規約	一部改正	平成 2 1 年 4 月 1 9 日	規約	一部改正
昭和 4 7 年 4 月 2 3 日	規約	一部改正	平成 2 2 年 4 月 2 3 日	規約	一部改正
昭和 4 9 年 4 月 2 1 日	規約	一部改正	平成 2 3 年 4 月 2 2 日	規約	一部改正
昭和 5 6 年 4 月 1 8 日	規約	一部改正	平成 2 5 年 4 月 2 0 日	規約	一部改正
昭和 5 7 年 4 月 1 7 日	規約	一部改正	平成 2 7 年 4 月 1 8 日	規約	一部改正
昭和 5 9 年 4 月 1 4 日	規約	一部改正	平成 3 1 年 4 月 2 0 日	規約	一部改正
昭和 6 0 年 4 月 2 0 日	規約	一部改正	令和 2 年 4 月 1 8 日	規約	一部改正
			令和 4 年 5 月 1 0 日	規約	一部改正
			令和 5 年 5 月 1 8 日	規約	一部改正

## 北九州市立西小倉小学校PTA見舞慰労規定

### 第 1 章

#### 見舞金および弔慰金

第 1 条 慶弔時の祝儀、見舞金、香典等については、下表を基本とする。

項目		対象者	内容	備考
慶事	結婚	教職員	祝電	
		児童		
弔事	死亡	教職員	弔電 + 10,000 円	児童の父母とする
		児童の家族		
		教職員の家族	弔電 + 5,000 円	教職員の一親等家族とする (父母、配偶者、子供)
		児童	3,000 円	1ヶ月以上入院となる場合
教職員				

	災害	児童	-	火災、自然災害等により住宅 全半壊等被災した場合 対応については役員会にて協 議する
		教職員		
その他	退職	教職員	3,000 円	花束など

第 2 条 第 1 条に該当しない事項については、都度役員会において協議し、対応方針を決定する。

第 3 条 見舞金、香典等の返礼は、辞退することを基本とする。

## 第 2 章 慰 労

第 4 条 役員、理事等の退任の際はその労をねぎらい、特に功績があったと認められる者には、理事会の承認を得て、記念品を贈呈することができる。基準は、役員、理事合わせて 3 年以上とする。

## 第 3 章 付 則

第 5 条 この規定の改廃は理事会が決定し、総会の承認を得なければならない。

第 6 条 この規定に定めている金額は、毎年はじめの総会で承認を受け、これを変更することができる。

第 7 条 この規定は平成 10 年 4 月 18 日から実施する。

平成 20 年 4 月 20 日 規定 一部改正

平成 25 年 4 月 20 日 規定 一部改正

平成 26 年 4 月 19 日 規定 一部改正

平成 28 年 4 月 23 日 規定 一部改正

# 西小倉小学校PTA役員選出規定

## 第 1 章 選 出

第 1 条 役員は、総会で会員中より推薦または選挙により決定する。推薦または選挙のいずれの方法によるかは、役員選出委員会（以下選出委員会という）で決定する。

## 第 2 章 選 出 委 員 会

第 2 条 選出委員会の構成、任務は次のとおりとする。

- 1 総務委員会から 1 名、教職員会員から 2 名以上、児童の卒業に伴い退任する役員、理事から 4 名以上の合計 7 名以上で選出委員とする。
- 2 年度途中の役員の欠員に伴う選出委員会の構成は、前項によらず、総務委員会から 1 名、各委員会の長合計 7 名のうち 5 名以上、教職員会員から 2 名以上、の合計 8 名以上で選出委員とする。
- 3 選出委員の互選により正・副選出委員長を決め、委員長が議長となり選出委員会を運営する。
- 4 選出委員会は、選出委員の 3 分の 2 の出席で成立する。また、議決は出席者の多数決により決定し、可否同数の場合は、議長が決定する。

- 5 選出委員は、役員候補者および役員推薦者となることはできない。
- 6 選出委員会は、総会に役員を推薦し、または選挙の方法により役員を決定する事務を任務する。

### 第 3 章 推 薦

第 3 条 選出委員会は、推薦による場合は、役員の定数の者を総会に推薦する。

### 第 4 章 選 挙

第 4 条 選出委員会は、選挙による場合は、次のとおりとする。

- 1 各委員会の正副委員長の内から、10人の委員を選出し、選挙管理委員会を設置する。
- 2 選挙管理委員会の互選により、正・副選挙管理委員長を決め、委員長が議長となり選挙管理委員会を運営する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙日の7日前までに候補者の住所、氏名を全会員に文書をもって知らせる。
- 4 選挙管理委員会は、公平、公正な選挙を行い、この規定にない事項については、理事会の承認を得て必要な事項を決定することとする。
- 5 役員に立候補するものは、選挙日の14日前までに選挙管理委員会に届け出るものとする。

### 第 5 章 付 則

第 5 条 この規定は、平成10年4月18日から実施する。

平成15年4月 規定 一部改正

平成25年4月 規定 一部改正

平成26年4月 規定 一部改正